

危険な「過労死促進法案」は廃案しかない！



福島みづほ参議院議員の委員会質疑で専門職の聞き取りがたつた1人であることが明らかに。「みんなの声を聞いた」は虚偽で、立法理由に根拠がない事を指摘した。

いわゆる「働き方改革関連法案」が5月25日、衆議院厚労委員会で強行採決され、5月31日の本会議でも政府・与党は、社民党をはじめとする野党の求めた委員会差戻しを拒否、与党と維新などの賛成で衆議院を強行通過させました。この「働き方改革」という名称に騙されてはなりません。この法案本当の狙いは、「残業代ゼロで働くさせ放題」の「高度プロフェッショナル制度（高プロ制度）」の実現にあります。

「高プロ制度」の本質は、従来の労働基準法で定められてゐる労働者保護のための労働時間規制の一切が適用されない、ということになります。

年収要件（1075万円以上）も歯止めにはなりません。対象業務も、年収要件も法律に含まれておらず、省令によつて後でいくらでも変えることが出来ます。実際、経団連から提案された元々の年収要件は「400万円以上」でした。

違法な長時間労働を完全に合法化し、過労死してしまつても自己責任、というのがこの法律の本質なのです。

労働基準法は労働者を守るために最低限の基準です。その最低限の基準さえ除外してしまう「高プロ制度」には、これまでの労働法制にはない、異次元の危険性があります。労基法が適用されず、「残業代ゼロで働くさせ放題」の結果、労働者が過労死してしまつても違法ではないということになります。

労働基準法は労働者を守るために最低限の基準です。そのための最低限の基準です。その最低限の基準さえ除外してしまった、「高プロ制度」には、これまでの労働法制にはない、異次元の危険性があります。労基法が適用されず、「残業代ゼロで働くさせ放題」の結果、労働者が過労死してしまつても違法ではないということになります。

健やかに働き続けられるための法整備を

高プロ制度の法律制定の根拠（法律の必要性）である「立法事実」自体がないことが明らかになりました。廃案しかありません。

社民党は労働環境を根底から破壊する危険な「高プロ制度」を含むこの法案を市民と共に全力で廃案に追い込みます。すべての労働者が健康と安全を確保、尊厳をもち働くよう法整備を求めていきます。

労働時間等の規定の適用状況

	一般労働者	管理監督者	裁量労働制対象者	高プロ制度対象者
労働時間	○	×	△(注)	×
休日	○	×	○	×
割増賃金	時間外 休日 深夜	○ ○ ○	△(注) ○ ○	× × ×
休憩	○	×	○	×
年次有給休暇	○	○	○	○
独自の健康確保措置	—	—	○	○

○は適用対象 ×は適用除外

(注)「みなし労働時間」8時間を超える場合には、三六協定の締結および届け出、割増賃金支払いが必要となる。

(出所) 成嶋健人「今後の労働時間法制の在り方についてー労働基準法の一部を改正する法律案」「立法と調査」No.366 (2015年5月)

政策決定の場にもっと女性の声を! 議員数を男女同数に

議員数のアンバランスだけでなく、日本の政治現場での性差別の現状は情けない限り。財務省トップによるセクハラ行為、幹部のセクハラ意識の低さ、国・地方を問わず議会での差別ヤジ。この状況を変えるには政治の現場にもっと女性が参加、活躍できるようにすることが、絶対必要です。

政策決定の場にもっと女性の声を反映していくには、政治の現場を女性が働きやすい環境に変えていく事も必要です。ニュージーランドではこの6月、アーダーン首相が6週間の産休を取り出産しました。子育て中でも子連れで議会に出席できるようにするなど、女性が政治参加するまでの障害を克服するために、様々な改善を積み上げていかなければなりません。

「政治分野における男女共同参画の推進に関する法案」が5月16日、参議院本会議で可決・成立しました。政治への女性参加は、日本は国際的にみて極端に低い水準のままであります。（注）社会を構成する半分は女性、これは明白に不公平な性による差別です。法律は成立しましたがスタート地点にすぎません。今後、国および地方自治体に対しても具体的な差別解消のための政策を進め、各政党・政治団体は選挙の候補者を男女均等とし、法の実効性を高めていく努力が必要となります。

（注）衆議院の女性議員比率は10.1%。世界193カ国の女性議員比率平均23.6%の半分に満たず、193カ国中157位（OECD諸国中最下位）。地方議会も2015年自治体選挙の結果、政令都市を除く市長選4%、41道府県議選9%など。全国の地方議会1788の2割超、379市町村議会で女性ゼロ。これでは女性の声が政策に反映される訳がありません。

参議院は超党派の「政治分野における女性の参画と活躍を推進する議員連盟」に参加するとともに、この法案の成立を求める各自治体議会での意見書提出・採択などに力を尽してきました。「真に男女平等の社会を創る」という社民党の理念を実現するため、この法律を真に実効性のあるものにし、女性が政治の場でその本来の力を發揮することができるよう、あらゆる政策を充実・推進していきます。



♥専門家・弁護士による労働相談 ♥
賃金の不払い、不当解雇など
主催 神奈川労働相談ネットワーク
相談時間 13時～18時
申し込み ☎ 045-228-7774
※秘密は厳守します。

購読お願い
月刊社会民主 650円 送料 78円
社会新報 1ヶ月700円 送料164円

Social Democratic Party
社民党